

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業概要

事業区分	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	帰国者・接触者外来等設備整備事業	感染症検査機関等設備整備事業
目的	新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関（以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ること。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止すること。	地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備すること。
対象者	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	帰国者・接触者外来等	新型コロナウイルスの検査を実施する機関
整備対象設備	<p>(0) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費</p> <p>(1) 人工呼吸器及び付帯する備品</p> <p>(2) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>(3) 簡易陰圧装置</p> <p>(4) 簡易ベッド</p> <p>(5) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品</p> <p>(6) 簡易病室及び付帯する備品</p>	<p>(1) H E P A フィルター付き空気清浄機（<u>陰圧対応可能なものに限る。</u>）</p> <p>(2) H E P A フィルター付きパーテーション</p> <p>(3) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>(4) 簡易ベッド</p> <p>(5) 簡易診療室及び付帯する備品</p>	<p>(1) 次世代シーケンサー</p> <p>(2) リアルタイム P C R 装置</p> <p>(3) 等温遺伝子増幅装置</p>
留意事項	<p>【共通】</p> <p>・ <u>当該補助を受けた医療機関等は、本県の要請に応じて新型コロナウイルス感染症患者等への医療提供や検査に協力していただくこととなります。</u></p> <p>【入院医療機関整備事業、外来等整備事業】</p> <p>・ 個人防護具の整備にあたっては、<u>別添の各品目の規格に関する一例を参考にすること。</u></p> <p>・ 個人防護具に係る必要数量は、<u>「新型コロナウイルス感染症患者等への対応に必要な数量で、かつ、今年度中に消費する数量（備蓄を含まない）」として、各院において積算した数量を上限とする。</u>なお、事業実施計画書には、<u>積算資料（根拠となる計算式等：任意様式）を添付すること。</u></p> <p>・ 簡易病室・診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、患者等に入院医療等を提供する病室・診療室をいう。また、付帯する備品とは、患者等に入院医療等を提供するために必要であって、簡易病室等と一体的に整備するもの（例：エアコン、トイレ、手洗い）をいう。</p> <p>【入院医療機関整備事業】</p> <p>・ <u>初度設備費は、患者等受入のため令和2年4月1日以降に受入病床（受入可能な体制を整えた病床）を新設・増設した（する）場合のみ対象とする。</u>また、事業実施計画書には、<u>「新設・増設した病床の状況が分かる写真」又は「新設・増設する予定場所（箇所）の写真又は図面」を添付すること。</u>なお、新設、増設に伴う初度設備（<u>必ず必要なものとして説明可能なものに限る。</u>）を購入するために必要な需要品（消耗品）や備品（4月1日以降に購入したもの。）が対象となる。</p>		
補助金交付額	<p>次により算出された額の合計額とする。</p> <p>ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 別表の第1欄に定める事業区分（設備）ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。</p>		

別表

1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000 円※×知事が認めた病床数 ※ 1床当たりの上限額	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費	定 額
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1)人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円※×知事が必要と認めた台数 (2)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 3,600 円※×知事が必要と認めた人数分 (3)簡易陰圧装置 4,320,000 円※×知事が必要と認めた病床数 (4)簡易ベッド 51,400 円※×知事が必要と認めた台数 (5)体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円※×知事が必要と認めた台数 (6)簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ※ 1台、1人、1床当たりの上限額	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料	定 額
帰国者・接触者外来等設備整備事業	設備費	次により算出された額の合計額 (1)HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり 905,000 円 (2)HEPA フィルター付きパーテーション 205,000 円※×知事が必要と認めた台数 (3)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 3,600 円※×知事が必要と認めた人数分 (4)簡易ベッド 51,400 円※×知事が必要と認めた台数 (5)簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ※ 1台、1人当たりの上限額	帰国者・接触者外来等の設備を購入するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料	定 額
感染症検査機関等設備整備事業	設備費	次により算出された額の合計額 (1)次世代シーケンサー 知事が必要と認めた額×台数 (2)リアルタイム PCR 装置 知事が必要と認めた額×台数 (3)等温遺伝子増幅装置 知事が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備購入費、使用料及び賃借料	定 額

(別添)

個人防護具に関する規格参考例

マスク 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。

顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひで首周りとは後頭部を押さえる構造である。

鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。

ゴーグル 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。

ガウン 耐水性のある不織布素材である。
長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。

グローブ 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。
手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。

キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。
マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。
不織布素材であること。

フェイスシールド

防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能である。